

令和6年第3回高浜市議会臨時会会議録

令和6年第3回高浜市議会臨時会は、令和6年5月22日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 同意第3号 監査委員の選任について
日程第4 議案第35号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
日程第5 常任委員会委員の選任について
日程第6 議会運営委員会委員の選任について
日程第7 議会改革特別委員会委員の選任について
日程第8 衣浦衛生組合議会議員の選挙について
日程第9 衣浦東部広域連合議会議員の選挙について
日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件について

（追加日程）

- 議長の辞職の件について
議長の選挙について
副議長の辞職の件について
副議長の選挙について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 橋本友樹 | 2番 | 荒川義孝 |
| 3番 | 神谷直子 | 4番 | 杉浦康憲 |
| 5番 | 野々山啓 | 6番 | 今原ゆかり |
| 7番 | 福岡里香 | 8番 | 岡田公作 |
| 9番 | 長谷川広昌 | 10番 | 北川広人 |
| 11番 | 鈴木勝彦 | 12番 | 柴口征寛 |
| 13番 | 倉田利奈 | 14番 | 黒川美克 |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉 岡 初 浩
副	市 長	深 谷 直 弘
教	育 長	岡 本 竜 生
企	画 部 長	木 村 忠 好
総	務 部 長	杉 浦 崇 臣
財	務グループリーダー	本 多 征 樹
市	民 部 長	岡 島 正 明
福	祉 部 長	磯 村 和 志
こ	ども 未 来 部 長	磯 村 順 司
こ	ども 育 成 グループリーダー	板 倉 宏 幸
都	市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦

職務のため出席した議会事務局職員

議	会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
主	査	森 本 将 史
主	任	立 花 容 史 枝
主	事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

令和6年第3回高浜市議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、公私とも御多用の中、皆様方に御出席を賜り誠にありがとうございます。

本臨時会に提案された議案につきまして、厳正かつ公平なる審査を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年第3回高浜市議会臨時会は成立しましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集の挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

令和6年第3回高浜市議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。日頃より、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は、議会常任委員会委員の選任をはじめ、議会の意思決定に関わります案件のほか、私どものほうからは、同意1件、議案1件を提案させていただくものでございます。

詳細につきましては、私及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御同意あるいは御可決を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時02分開議

○議長（杉浦康憲） これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、7番、福岡里香議員、8番、岡田公作議員を指名いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和6年第3回高浜市議会臨時会の運営につきましては、去る4月23日及び5月15日にいずれも委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

会期は本日1日間とし、当局より提示されました同意第3号及び議案第35号について、議案上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行い、その後、常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会改革特別委員会委員の選任及び衣浦衛生組合議会議員、衣浦東部広域連合議会議員の選挙を行い、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件について議決をす

ることが決定いたしました。

本臨時会が円滑に進行できますよう格段の御協力を皆様方をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいま、議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第3 同意第3号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、神谷直子議員の退席を求めます。

〔3番 神谷直子 除斥〕

○議長（杉浦康憲） 提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第3号 監査委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、議員選出監査委員として御尽力をいただいております長谷川広昌氏より5月14日付で5月22日をもって監査委員の職を辞したい旨の辞職願が提出されましたので、これを受理することとし、承認をさせていただきました。

したがいまして、議員選出の監査委員に欠員が生じたので、その後任者として神谷直子氏を選任いたしたく本案を提案させていただくものです。

御承知のとおり、神谷直子氏は、人格識見に優れ、監査委員としての適任の方と確信をいたしております。何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） まず、現在の長谷川広昌氏の辞職理由についてお聞かせいただきたいのと、それから新たに選任された神谷直子議員の人格識見に優れというところについて、どのようなところで御判断されたのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） 長谷川広昌議員については、都合によりということですが、神谷直子氏は、今、何をもって人格識見にということでおっしゃいましたが、私は、議員さんはそれぞれ皆さん市民に選ばれた方で、ある程度人格識見を認めていただいているのかというふうに思いますが、一番は、やはり既に議会での役職をたくさんやられております。副議長をはじめとして役職をきちんとなされてきた、そういうところを見ても、人格識見に優れているというふうに判断をしております。

そういう質疑は、なかなか私は聞いておって失礼な話かなというふうに思いますが。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ちょっとごめんなさい。私、今の市長の発言のほう失礼かと思うんですけども、結局ですね、なぜ人格識見に優れというところは、私は、どういうところかというところをやはり当局がそれは判断されたところなんで、どう判断したのかと聞くのは何も失礼なことではないと思いますので、ちょっとその言葉に私は逆に失礼ではないかと思うんですけども、今、長谷川広昌氏の辞職願の件なんですけれども、具体的なところは特になかったということによろしかったんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） それは、私どもが申し上げるところではございませんので。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第3号については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、同意第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

2番、荒川義孝議員。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、同意第3号 監査委員の選任について

て、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

地方自治法第196条第1項、監査委員は、普通公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。）としております。及び議員のうちから、これを選任すると規定しています。識見監査委員と議選監査委員に求められる資質が別のものであると考えられます。

このことから、財務管理だけであれば識見を有する者による監査でよいが、事業監査となると議選監査委員の目も必要であり、事業の仕組みや事業に関するその経過を承知、理解している議員こそが適切な監査の実施に必要な不可欠であると考えます。

現在、3期目の神谷直子議員は、識見監査、議選監査委員に求められる資質の両面を持ち合わせ、日々研さんされてみえます。ベテラン議員の域に達しつつあることは言うまでもありませんが、議員を当然本業とする傍ら会社を経営され、財務管理及び事業の経営管理を指揮し、経験も豊富であります。また、学術的には短大を卒業後、現在、大学の法学部政治学科の通信課程において地方自治論、地方財政論、経営論などの地方自治に関する科目も数多く履修されてみえます。この履修実績は実務に活用できることを全国の地方議員や地方自治体に従事する同窓生が身をもって証明しております。このほかにも精力的に勉強会や研修会を受講している姿勢が一般質問や議案に対する質疑へとつながっています。

議員たるものは、人や物事の欠点を指摘するばかりではなく、よいところを認め、生かし、提案していく姿こそが議員としての器の大きさにつながるものではないでしょうか。

以上のことを根拠として、神谷議員は監査委員として適役であると考え、賛成とさせていただきます。皆様方にも御理解をいただき、御賛同くださいますようお願いいたします。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第3号 監査委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、同意第3号は原案に同意することに決定いたしました。

神谷直子議員の入場を求めます。

〔3番 神谷直子 除斥解除〕

○議長（杉浦康憲） ただいま神谷直子議員が、監査委員の選任に同意が得られました。ここで神谷直子議員より御挨拶があります。

〔3番 神谷直子 登壇〕

○3番（神谷直子） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員の選任につきまして議員多数の同意を賜り、誠に身に余る光栄であります。ありがとうございます。

もとより微力ではございますが、選任をされました以上、地方自治における監査の職務を深く認識し、誠実かつ厳正にその職務に全力を尽くしたいと存じます。

何とぞ皆様の御指導、御鞭撻お願いいたしまして、粗辞ではございますが、挨拶とさせていただきます。

〔3番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 日程第4 議案第35号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦宗臣） それでは、議案第35号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第1回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,019万2,000円を追加し、補正後の予算総額を180億239万2,000円といたすものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金の児童手当負担金は、児童手当制度の改正に伴い、国・県及び市の費用負担割合が変更されるため増額いたすものでございます。

14款2項2目民生費国庫補助金の子ども・子育て支援事業費補助金は、児童手当の制度改正に対応するための事務費に対し国から補助されるものでございます。

15款1項1目民生費県負担金の児童手当負担金は、児童手当制度の改正に伴い、国・県及び市の費用負担割合が変更されるため減額いたすものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として減額いたすものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

3款2項1目児童福祉総務費の4、児童手当支給事業は、児童手当の制度改正に対応するための事務費として基幹システムの改修に係る委託料のほか、消耗品費、口座振込手数料などを計上いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今回の児童手当の改正のまず内容について詳しく教えていただきたいと思ひます。今回の改正によって、受け取る児童手当の額、それから受け取る時期など大幅に変わりますので、この機会に市民の皆様にもお伝えできるように確認したいと思ひます。

それから、負担金の割合がどのように変わってきたのかというところについてもお聞かせいただきたいのと、あと、今回このタイミングで補正予算をどうして上げたのかというところについてもお聞かせいただきたいのと、これですね、内容につきまして、いつ国・県より通達があったのか、そのあたりについて詳しくお答えください。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、改正の内容について御説明をさせていただきます。

まず1つは、所得制限の撤廃が今回ございます。また次に、今まで中学生の年代までの支給であったものを、高校生年代までの支給期間の延長を行っている。また、多子加算いわゆる第3子に対する支給額を今まで1万5,000円であったものを3万円に変更しているものでございます。

また、支払月を年3回から隔月の年6回とし、偶数月の支給としております。拡充後の初回支給を令和6年12月に行うことにより、今回、振込の回数が増えている、件数が増えていることに伴い、振込の手数料の補正予算も上げさせていただいたものでございます。

あと、費用割合いわゆる負担の割合、国・県、市の負担の割合でございますが、3歳未満と以上で大きく分かれてますが、未満児につきましては、いわゆる事業主が、被用者が負担する割合が5分の2、いわゆる支援の納付金いわゆる支援金制度の創設に関する法律が提出予定の中で、いわゆる子育て支援特例公債により充てる形で、国・県、市の負担というものが、いわゆる被用者にはない。また、非被用者につきましては、国が3分の2であったところが国が15分の4、地方が3分の1だったところが15分の2に下がっております。また、3歳以降につきましても、いわゆる子育て支援特例公債等も活用した形で、負担割合が大分下がっておりまして、国が3分の2であったところが9分の4、地方につきましては3分の1であったものが9分の2に下がっております。それに伴い、歳入もいわゆる国からの交付額が増額しているもので、今回その分を増額し、県、市の負担が減少しているものについては、今回の歳入で減額をさせていただいているところでございます。

なぜこのタイミングで今回補正を上げたかといいますと、いわゆる当初の時期にシステム改修

費につきましては、システム会社のほうから、いわゆる制度の改正が明確にされていない中でいわゆる改修費というものが明確に算出することができないというような回答がある中で、なかなか概算で当初予算で費用を上げるというのが難しい中で、当初予算にはその改修費を計上しておりません。4月の中旬にシステム会社のほうから見積書が提出された中で、直近の議会のほうで補正予算を上げさせていただいたということで、今日に至ったものでございます。

それに併せ、制度改正がある程度固まったものを示されたのが令和6年1月の下旬であったことから、それを踏まえた上でいわゆる費用負担割合も併せ、費用の支払いの回数もここである程度明確になったことから、今回の補正予算のほうで計上させていただいたものでございます。

やはり高校生の世代等が新たに対象になるということで、事務的にも通知等を早めにしていきたいというふうに考えまして、なるべく早めの議会で計上させていただき、そのあたりの勧奨通知等も取り組んでいく予定でございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ちょっとこれ確認したいんですけども、高校生年代まで支給ということなんですけれども、この高校生年代というところが、例えば中学校を卒業して、中には就職される方もいますし、なかなか高校にも行けなかったりということで、いろいろな条件のお子さんがいらっしゃるんですけども、全て18歳まで支給されるのかどうかというところの確認と、それから、第3子の支給額というところなんですけれども、例えば3人お子さんがいた場合、上の2人のお子さんが例えば就職してしまったとか、大学に行ったという場合も、その第3子というのはずっと第3子として扱っていただけるのかどうか、そのあたりの確認をしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） いわゆる児童手当を支給するに当たっての支給要件としてどのように判断するのかという御質問かと思えます。いわゆる高校生年代まで支給をするということにつきましては、いわゆる親が監護をしているかどうかということが条件となります。じゃ、その監護というのはどういうものかといいますと、判断基準としましては、一緒に生活を共にしているということが判断基準となります。例えば、先ほどおっしゃられたような就職をしている場合であっても、一緒に生活をしているというような中であれば親の監護、支給の対象になると。

また、第3子のカウントにつきましては、いわゆる大学生の、第3子のカウントにつきましては、今までは高校生までを第3子のカウントに含めるという形でしたが、大学生までの年代まで拡大をしているというような中で、例えば大学を卒業した後、3人兄弟であった場合、その1名が大学を卒業したような場合につきましては、2人で1子、2子というふうに第3子までカウントするのではなく、残りの2人の兄弟については1子、2子というふうにカウントするというふうになっています。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

突然ですが、ここで議長の職を辞したいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時31分再開

○副議長（荒川義孝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に杉浦康憲議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒川義孝） 御異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、杉浦康憲議員の退席を求めます。

〔議長 除斥〕

○副議長（荒川義孝） 辞職願を事務局長より朗読させます。

○議会事務局長（竹内正夫） それでは、朗読をさせていただきます。

辞職願 今般、慣例により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。

令和6年5月22日 杉浦康憲。

高浜市議会副議長 荒川義孝殿。

以上でございます。

○副議長（荒川義孝） お諮りいたします。

杉浦康憲議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒川義孝） 御異議なしと認めます。よって、杉浦康憲議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

杉浦康憲議員の入場を求めます。

〔議長 除斥解除〕

○副議長（荒川義孝） ここで杉浦康憲議員から挨拶があります。

4番、杉浦康憲議員。

〔4番 杉浦康憲 登壇〕

○4番（杉浦康憲） まずは、1年間、議長としての役割が果たせたのは、ここにおいでの方の皆さん、そして当局の皆さん、そして事務局のおかげと感謝しております。ありがとうございました。

初めての議長職であり、自分自身も戸惑いや葛藤がありました。もちろん議事の取り回しに不満もあるかとは思いますが、自分なりに議長が全うできたんだと思います。まだまだ積み残したこと、やりたいこともあります。何分、高浜市議会の慣例でありますので辞職したいと思いません。

ありがとうございました。

〔4番 杉浦康憲 降壇〕

○副議長（荒川義孝） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒川義孝） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

○副議長（荒川義孝） これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票によることといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒川義孝） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

これより議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（荒川義孝） ただいまの出席議員は14人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（荒川義孝） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒川義孝） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

○副議長（荒川義孝） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

それでは、御記入を願います。

それでは、点呼を命じます。

〔事務局長 点呼・投票〕

○議会事務局長（竹内正夫） それでは、議席番号順に点呼を行います。

1番、橋本友樹議員、2番、荒川義孝議員、3番、神谷直子議員、4番、杉浦康憲議員、5番、野々山啓議員、6番、今原ゆかり議員、7番、福岡里香議員、8番、岡田公作議員、9番、長谷川広昌議員、10番、北川広人議員、11番、鈴木勝彦議員、12番、柴口征寛議員、13番、倉田利奈議員、14番、黒川美克議員。

○副議長（荒川義孝） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒川義孝） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖 解除〕

○副議長（荒川義孝） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番、橋本友樹議員、9番、長谷川広昌議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（荒川義孝） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、杉浦康憲議員12票、倉田利奈議員1票、黒川美克議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、杉浦康憲議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました杉浦康憲議員が議場にみえますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました杉浦康憲議員より御挨拶があります。

4番、杉浦康憲議員。

〔4番 杉浦康憲 登壇〕

○4番（杉浦康憲） 改めまして、議長として皆様の御推挙をいただき、誠にありがとうございました。改めて、誠にありがとうございました。

1年前が10票、今回が12票と増えたことは、私の議事の取り回しの信頼の現れと、もう一度頑張れとの皆さんの叱咤激励と捉え、前年の経験を生かし、真に市民のための議会となるよう議長職を全うしたいと思いますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

〔4番 杉浦康憲 降壇〕

○副議長（荒川義孝） それでは、新議長、議長席へお願いいたします。

〔「議長、2番」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） ここで突然ではございますが、私、副議長の職を辞したいと思います。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩いたします。再開は10時55分。

午前10時48分休憩

午前10時54分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に副議長、荒川義孝議員より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、荒川義孝議員の退席を求めます。

〔副議長 除斥〕

○議長（杉浦康憲） それでは、辞職願を事務局長より朗読させます。

○議会事務局長（竹内正夫） それでは、朗読させていただきます。

辞職願 今般、慣例により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いいたします。

令和6年5月22日 荒川義孝。

高浜市議会議長 杉浦康憲殿。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） お諮りいたします。

荒川義孝議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、荒川義孝議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

荒川義孝議員の入場を求めます。

〔副議長 除斥解除〕

○議長（杉浦康憲） ここで荒川義孝議員より御挨拶があります。

2番、荒川義孝議員。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、退任に当たっての御挨拶をさせていただきます。

慣例により1年、副議長という大役を全うできましたこと、議会事務局の職員さん、それから市長をはじめとする職員の皆様、それから議員各位の御指導、御尽力、御協力によりまして、無

事全うすることができましたことを心よりお礼申し上げます。

議長とともに議会の秩序保持、それから議員の資質の向上といったことを根底にいろいろと取り組んでまいりました。また、副議長という役柄、近隣の議長、副議長それから東海4県の議長、副議長と政策に伴う意見交換等、数々行うことができ、非常に勉強になりました。そのことがありまして、これから一議員として市政のため、それから住民の皆様のためにより一層全力を尽くしてまいりますので、今後とも御指導をお願いいたしまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

○議長（杉浦康憲） これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票によることとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることと決定いたしました。

これより議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員数は14人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（杉浦康憲） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱の点検]

○議長（杉浦康憲） 投票箱の異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

それでは、記入をお願いします。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長 点呼・投票]

○議会事務局長（竹内正夫） それでは、議席番号順に点呼を行います。

1番、橋本友樹議員、2番、荒川義孝議員、3番、神谷直子議員、4番、杉浦康憲議員、5番、野々山啓議員、6番、今原ゆかり議員、7番、福岡里香議員、8番、岡田公作議員、9番、長谷川広昌議員、10番、北川広人議員、11番、鈴木勝彦議員、12番、柴口征寛議員、13番、倉田利奈議員、14番、黒川美克議員。

○議長（杉浦康憲） 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦康憲） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖 解除]

○議長（杉浦康憲） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に7番、福岡里香議員、11番、鈴木勝彦議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

[開 票]

○議長（杉浦康憲） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、今原ゆかり議員11票、黒川美克議員3票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、今原ゆかり議員が副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選されました今原ゆかり議員が議場にみえますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました今原ゆかり議員より御挨拶があります。

6番、今原ゆかり議員。

〔6番 今原ゆかり 登壇〕

○6番（今原ゆかり） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

多くの方からの御推挙を賜り、副議長という大任を拝しました。誠にありがとうございます。微力ではございますが、杉浦議長をサポートできるよう誠心誠意尽くしてまいる決意でございます。皆様方より一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

〔6番 今原ゆかり 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 日程第5 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から御指名申し上げます。

総務建設委員会委員に、橋本友樹議員、荒川義孝議員、今原ゆかり議員、長谷川広昌議員、北川広人議員、柴口征寛議員、黒川美克議員、以上7名を、福祉文教委員会委員に、神谷直子議員、野々山啓議員、福岡里香議員、岡田公作議員、鈴木勝彦議員、倉田利奈議員、私、杉浦康憲、以上7名をそれぞれ指名いたします。

暫時休憩します。

午前11時9分休憩

午前11時17分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、それぞれの常任委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

総務建設委員長、長谷川広昌議員、同じく副委員長、黒川美克議員。

福祉文教委員長、鈴木勝彦議員、同じく副委員長、岡田公作議員。

以上であります。

○議長（杉浦康憲） 日程第6 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名を申し上げます。

議会運営委員会委員に、荒川義孝議員、野々山啓議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、以上5名を指名いたします。

暫時休憩します。

午前11時18分休憩

午前11時23分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

議会運営委員会委員長に北川広人議員、同じく副委員長に荒川義孝議員であります。

○議長（杉浦康憲） 日程第7 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名申し上げます。

議会改革特別委員会委員に、橋本友樹議員、荒川義孝議員、神谷直子議員、野々山啓議員、福岡里香議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、倉田利奈議員、黒川美克議員、以上12名を指名いたします。

暫時休憩します。

午前11時25分休憩

午前11時35分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会改革特別委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

議会改革特別委員長に北川広人議員、同じく副委員長に荒川義孝議員であります。

○議長（杉浦康憲） 日程第8 衣浦衛生組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

これより衣浦衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長から指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議長から指名することに決定いたしました。

衣浦衛生組合議会議員に、橋本友樹議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、柴口征寛議員、私、杉浦康憲です。以上5名を指名いたします。

ただいま議長から指名したとおり、当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました5名の議員が衣浦衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5名の議員が議場にみえますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第9 衣浦東部広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

これより衣浦東部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長から指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議長から指名することに決定いたしました。

では、衣浦東部広域連合議会議員に、荒川義孝議員、野々山啓議員を指名いたします。

ただいま議長から指名したとおり、当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2名の議員が衣浦東部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2名の議員が議場にみえますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件についてを議題と

いたします。

議会運営委員長より、お手元に配付してありますとおり、

一つ 議会の運営に関する事項

一つ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

一つ 議長の諮問に関する事項

以上の事項について、会議規則第102条の規定により、委員の任期まで閉会中も継続して調査を行いたい旨、議長に申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり、これを委員の任期まで閉会中の継続調査申出事件とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、委員の任期まで閉会中の継続調査申出事件とすることに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） どうもお疲れさまでございました。

令和6年第3回高浜市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に付議されました議会の意思決定に関わります案件につきましては、円滑に御決定をされ、また私どものほうから提案をさせていただきました同意1件及び議案1件につきましても、原案のとおり御同意あるいは御可決を賜り、誠にありがとうございました。

この1年間、杉浦康憲議長、荒川義孝副議長の下、正副常任委員会の委員長の皆様をはじめ、それぞれのお立場で議会活動、議員活動に御尽力を賜り、私どもに対しましても御指導、御助言をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日は、議長に杉浦康憲議員、副議長に今原ゆかり議員が決定をされたのをはじめ、新しい役職の皆様が決定されました。新たな陣容による議会活動のさらなる進展と御活躍を御祈念申し上げますとともに、市政推進に一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦康憲） これをもって令和6年第3回高浜市議会臨時会を閉会いたします。

本日は、議員各位におかれましては慎重なる御審議をいただきましたこと、誠にお礼を申し上げます。閉会の挨拶と代えさせていただきます。

お疲れさまでした。

午前11時41分閉会
